

## 勤勉手当の支給月数について

### 1 支給月数（市長部局のうち、校園を除く）

勤勉手当の原資月数に改定がないため、「令和元年度給与改定等について」として提案した支給月数と同じである。

#### （1）令和3年12月期

##### ア 再任用職員以外の職員

（原資）0.950月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職	
	行政職 1～5 級相当		1～3 級	
第1区分	1.062		1.116	
第2区分	1.022		1.058	
第3区分	0.966		0.975	
第4区分	0.938		0.938	
第5区分	A	0.925	0.925	
	B	0.888	0.888	
	C	0.850	0.850	

##### イ 再任用職員

（原資）0.450月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職	
	行政職 1～5 級相当		1～3 級	
第1区分	0.464		0.464	
第2区分	0.457		0.457	
第3区分	0.450		0.450	
第4区分	0.437		0.437	
第5区分	A	0.431	0.431	
	B	0.423	0.423	
	C	0.415	0.415	

## (2) 令和4年度以降

### ア 再任用職員以外の職員

(原資) 0.950月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	1.062		1.116
第2区分	1.022		1.058
第3区分	0.966		0.975
第4区分	0.938		0.938
第5区分	A	0.925	0.925
	B	0.888	0.888
	C	0.850	0.850

### イ 再任用職員

(原資) 0.450月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職 1～5 級相当		1～3 級
第1区分	0.464		0.464
第2区分	0.457		0.457
第3区分	0.450		0.450
第4区分	0.437		0.437
第5区分	A	0.431	0.431
	B	0.423	0.423
	C	0.415	0.415

## 2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

## 3 実施時期

1（1）は令和3年12月期勤勉手当、1（2）は令和4年6月期勤勉手当から適用。

## 4 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。